令和９・１０年度東埼玉資源環境組合
建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領

令和９・１０年度において、東埼玉資源環境組合が発注する建設工事の請負の競争入札等に参加しようとする方は、この要領に従って間違いのないように申請してください。

なお、申請はインターネット上の入札参加資格申請受付システムによる申請書提出と入札参加資格審査申請書の郵送による提出の両方が必要です。

１　受付期間

令和８年(2026年)１１月９日（月）から令和８年(2026年)１２月４日（金）まで

２　申請方法

入札参加資格申請受付システムにおいて、申請情報を入力した後、提出書類を添付ファイルに登録し、申請書提出を行ってください。

併せて、組合ホームページからダウンロードした入札参加資格審査申請書に申請者及び契約締結権者の内容を記入し、代表者の実印と使用印鑑を押印のうえ、郵送してください。郵送については、封筒の表面に赤字で「申請書在中」と明記し、信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）により、受付期間内にお願いします。令和８年(2026年)１２月４日の消印まで有効です。

受付期間を過ぎたもの、提出書類に不備がある場合は受理できません。

なお、物品売買等入札参加資格審査申請書を提出される方は、同封しても差し支えありません。

書類収受の確認を希望する方は、申請書の写し及び返送先を明記した長形３号封筒（１１０円切手貼付）を同封してください。収受印を押印のうえ、返送します。ただし、返送先の記入漏れ、返信用切手の貼付漏れ（料金不足含む）については返送できません。

※入札参加資格申請受付システムによる申請と入札参加資格審査申請書の郵送の両方が確認できない場合は、申請を受付することができませんのでご注意ください。

【提出先・問い合わせ先】
〒３４３－００１１
埼玉県越谷市増林三丁目２番地１
東埼玉資源環境組合　総務課庶務担当　宛
電話　０４８－９６６－０１２２（土曜・日曜日、祝日を除く）

３　有効期間

今回の申請による入札参加資格の有効期間は、令和９年(2027年)４月１日から令和１１年(2029年)３月３１日までとします。

４　審査結果

文書等による欠格事項の連絡がなければ、資格ありとして登録されます。入札参加資格者については、埼玉資源環境組合物品売買等入札参加資格に関する要綱（平成２７年告示第１２号。以下「要綱」という。）に基づき格付を行い、令和９年(2027年)４月１日に組合ホームページに掲載する予定です。個別に審査結果の通知は行いません。

５　申請対象業種　※申請業種は５業種以内です。

業種コード	業種名（建設工事の種類）	業種コード	業種名（建設工事の種類）
010	土木一式工事	160	ガラス工事
020	建築一式工事	170	塗装工事
030	大工工事	180	防水工事
040	左官工事	190	内装仕上工事
050	とび・土工・コンクリート工事	200	機械器具設置工事
060	石工事	210	熱絶縁工事
070	屋根工事	220	電気通信工事
080	電気工事	230	造園工事
090	管工事	240	さく井工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	250	建具工事
110	鋼構造物工事	260	水道施設工事
120	鉄筋工事	270	消防施設工事
130	舗装工事	280	清掃施設工事
140	しゅんせつ工事	290	解体工事
150	板金工事		

６　申請できない方

次のいずれかに該当する方は、申請できません。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当する方（成年被後見人、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除く）。

⑵　施行令第１６７条の４第２項及び第１６７条の１１第１項において準用する施行令第１６７条の４第２項の規定に該当する方。

⑶　申請しようとする建設工事の業種について、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受けていない方（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で許可を受けていない方も含む）。

⑷　建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（申請時において有効なもの）を受けていない方。

⑸　極めて悪質な談合、独占禁止法違反行為等により、東埼玉資源環境組合競争入札参加資格を抹消され、当該抹消の日から３年を経過していない方。

⑹　申請日前２年間において、振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている方。

⑺　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していない方（法令で適用が除外されている方は除く）。

⑻　法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税若しくは地方消費税を滞納している方。

⑼　東埼玉資源環境組合管内（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の事業所で申請する場合（個人事業者の住所が管内にある場合も含む。）で、法人市町民税（個人事業者の場合は市町民税）を滞納している方。

７　申請後の注意事項

⑴　申請書提出以降、情報の変更等があった場合は、速やかに変更申請を行ってください。

⑵　相続、合併、分割又は事業譲渡（個人事業者の法人化を含む。）により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、入札参加資格を承継しようとするときは、承継申請書に関係書類を添えて届け出てください。

⑶　次のいずれかに該当するときは、その方の入札参加資格を抹消します。

①　施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する方となったとき（成年被後見人、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除く）。

②　施行令第１６７条の４第２項及び第１６７条の１１第１項において準用する施行令第１６７条の４第２項の規定に該当する方となったとき。

③　規則第９条の規定により、組合の競争入札等に参加させない方となったとき。

④　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき。

⑤　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき。

⑥　金融機関から取引を停止されたとき。

⑦　事業主の死亡又は法人の解散から９０日を経過したとき。

⑧　入札参加資格の抹消を申し出たとき。

⑷　次のいずれかに該当するときは、その方の当該業務（業種）について、入札参加資格を抹消します。

①　入札参加資格を有している業種について、営業を廃止したとき。

②　入札参加資格を有している業種について、その業種の許可を受けていない方となってから９０日を経過したとき。

③　当該業務（業種）について、入札参加資格の抹消を申し出たとき。

⑸　次のいずれかに該当するときは、その方の入札参加資格を抹消することがあります。

①　入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。

②　経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

③　営業停止命令、営業の休止等の届出を怠ったとき。

④　変更届を必要とする事項についての届出を怠ったとき。

⑤　変更届、承継申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。

８　提出書類

提出方法	No	提　出　書　類	該当頁	法人	個人
郵送	1	**入札参加資格審査申請書（兼 使用印鑑届・委任状）** ⇒組合ホームページからダウンロード	5	◎	◎
入札参加資格申請受付システムで添付ファイル画面に登録してアップロード	2	**経営事項審査結果通知書の写し** ※申請日現在、最新のもの	6	◎	◎
	3	**現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（現状を反映しているもの）** ※法人又は個人で商号を登記している場合	7	◎	○
	4	**税務署が発行する納税証明書の写し** 法人：その３の３　法人税、消費税及地方消費税 個人事業者：その３の２　申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税	7	◎	◎
	5	**法人市町民税・市町民税の納税証明書の写し（１年分）** ※申請する事業所が東埼玉資源環境組合管内（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の場合のみ 法人：申請日直前の１事業年度分 個人事業者：令和７年度分	7	○	○
	6	**建設業許可通知書又は許可証明書の写し**	7	◎	◎
	7	**建設業許可申請書（表紙）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）の写し** ※主たる営業所で申請する場合は様式第１１号の提出不要	7	◎	◎
	8	**監理技術者状況** ⇒組合ホームページからダウンロード ※監理技術者が０人の場合は提出不要	7	○	○
	9	**建設業労働災害防止協会加入証明書の写し** ※加入している方のみ	7	○	○
	10	**社会保険等の確認資料** ※経営事項審査の総合評定値通知後に社会保険等に加入した場合のみ、別紙『建設工事における社会保険等加入の資格要件について』に記載の書類を提出	8	○	○
	11	**役員名簿及び組合員名簿** ※事業協同組合、企業組合、協業組合等の方のみ	8	○	○
	12	**身分（元）証明書の写し** ※個人事業者の方のみ	8	×	◎
	13	**後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書の写し又は同意書** ※個人事業者の方のみ	8	×	◎

◎必ず提出するもの　　○該当する場合に提出するもの　　×提出の必要のないもの

◆各証明書は**申請日の３か月以内**に証明されたものとします。

◆新しく会社を設立した方等は、経営事項審査結果通知書以外の提出書類のうち、提出が不可能な書類については提出不要です。

［１］入札参加資格審査申請書

入札参加資格審査申請書は、使用印鑑届及び委任状を兼ねています。
申請者及び契約締結権者を記入のうえ、実印及び使用印鑑を押印してください。
スタンプタイプの簡易印鑑（いわゆるシャチハタ印）は不可とします。

《申請者》

■所在地又は住所

登記事項証明書に記載されている本店又は主たる事務所の所在地と実際の所在地が違う場合は、実際の所在地を記入してください。

■商号又は名称

株式会社等法人の種類を表わす文字については、省略せず記入してください。

■代表者職・氏名

法人の場合、登記事項証明書に記載されている役職の名称を記入してください。
個人の場合、役職は代表者と記入してください。
氏と名の間は全角スペースを入れてください。

例：○ 代表取締役　契約　一郎
　　× 代表取締役社長　契約　一郎【社長は登記上の役職ではない】
　　○ 代表社員、○ 代表理事、○ 代表執行役、× ＣＥＯ
例：○ 代表者　契約　一郎
　　×契約一郎【役職が未記入。氏と名の間に全角スペースが入っていない】

■実印　※必ず押印してください。

法人の場合、会社を代表する方の実印を押印してください。
個人の場合、代表者の実印を押印してください。

《契約締結権者》

申請者が契約締結権者となる場合でも、契約締結権者欄は必ず記入してください。

■所在地又は住所

契約締結権者の所在地又は住所を記入してください。
ビルなど建物の名称がある場合は併せて記入してください。

■商号又は名称

契約締結権者の商号又は名称（代理人に委任する場合は、委任先の営業所、部署等の名称を含む。）を記入してください。
株式会社等法人の種類を表わす文字については、省略しないでください。

■代表者職・氏名

法人で申請者が契約締結権者となる場合は、申請者の代表者職・氏名と同様に記入してください。

契約締結等を代理人に委任する場合は、代理人の役職及び氏名を記入してください。
個人の場合、役職は代表者と記入してください。
氏と名の間は全角スペースを入れてください。

■使用印鑑　※必ず押印してください。

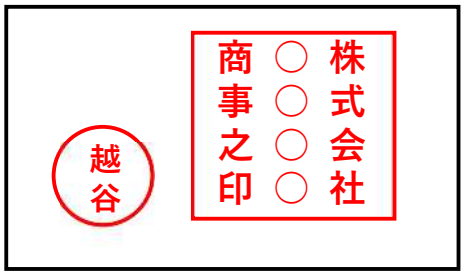
見積書・入札書の提出や契約の締結、代金の請求に使用する印鑑を押印してください。
実印を使用印鑑とする場合も、使用印鑑欄に実印を押印してください。

① 原則として商号及び役職等が記されているものとします。
② 法人の場合でやむを得ず個人名の印を使用する場合は、使用印鑑欄に個人名の印と一緒に社印を押印してください。

①の例（使用印鑑）



②の例（使用印鑑）



《その他》

■申請システムの受付番号

入札参加資格申請受付システムのログインに必要となる受付番号を記入してください（建設工事と物品売買等で受付番号は異なりますのでご注意ください）。

■業者番号

本組合からお知らせしている業者番号を記入してください（建設工事と物品売買等で業者番号は異なりますのでご注意ください）。

業者番号が不明の場合は、空欄のままで差し支えありません。

■委任の有無

契約締結者が申請者と同じ場合は「無」に、契約締結者が申請者でない場合（代理人に委任する場合）は「有」に○をつけてください。

［２］経営事項審査結果通知書の写し

経営事項審査の総合評定値通知書（「結果通知書」）で、建設業法の基準が適用となっている結果通知書のうち、申請日現在有効であり、かつ直近のもの（総合評定値通知書の有効期間は審査基準日から１年７か月）を提出してください。

経営審査事項は申請済みで結果通知書が届いていない場合は、受理印のある経営事項審査申請書の写しを提出し、結果通知書を取得次第、速やかに写しを提出してください。提出のない場合は資格の審査ができませんので、申請を取り消します。

民事再生法又は会社更生法の手続きを行った場合には審査基準日に関係なく、最新の経営事項審査結果通知書を提出してください。

［３］現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

法人又は個人事業者で商号を登記している方は、**申請日前３か月以内**のもので、現状を反映しているものを提出してください。

［４］税務署が発行する納税証明書の写し

法人の場合は、書式「その３の３」を提出してください。

個人の場合は、書式「その３の２」を提出してください。

・免税事業者であっても提出が必要です。

・消費税を分納で収められている方は、税務署との間で取り交わした誓約書、支払計画に基づく納付の確認ができる書類の写しを併せて提出してください。

［５］法人市町民税又は市町民税の納税証明書の写し

申請する事業所が東埼玉資源環境組合管内（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の方は、法人市町民税又は市町民税の納税証明書の提出が必要です。

法人の場合は、申請日直前の１事業年度の完納が証明できる納税証明書を提出してください。

個人の場合は、代表者の令和７年度納税証明書を提出してください。

・現状を反映しているものに限ります。

・滞納されている場合は、申請を受理しません。

・非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。

・管内に事業所を設置してから１事業年度を経過していない場合は、設立届や営業証明書等の写しを提出してください。

［６］建設業許可通知書又は許可証明書の写し

申請日現在有効なすべての業種についてご提出ください。許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合は、行政庁の受理印のある変更届等の写しも提出してください。更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の受理印のある更新申請書の写しを提出してください。

［７］建設業許可申請書（表紙）、営業所一覧表（別紙二）及び建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）の写し

許可行政庁の受理印が押印されているもの。申請書表紙、別紙二及び様式第１１号以外の添付書類は提出不要です。変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しも必要です。

［８］監理技術者状況

監理技術者がいる場合は、監理技術者の人数を記載し、該当者のうち１人分の管理技術者資格者証の写しを貼付のうえ、提出してください。

［９］建設業労働災害防止協会加入証明書の写し

建設業労働災害防止協会に加入している方のみ提出してください。

［10］社会保険等の確認資料

社会保険等の加入状況については、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄により確認します。すべての社会保険等の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、社会保険等に加入しているものとします。

経営事項審査の総合評定値通知後に社会保険等に加入した場合は、別紙『建設工事における社会保険等加入の資格要件について』をご確認ください。

［11］役員名簿及び組合員名簿

事業協同組合、企業組合、協業組合等、官公需確保法及び同法施行令に規定する組合の方のみ、役員氏名、組合員名、その代表者氏名、営業所所在地を記載した申請日現在の名簿を提出してください。

官公需適格組合の証明を受けている組合として登録申請をされる場合は、上記のほかに官公需適格組合証明書の写しを提出してください。

［12］身分（元）証明書の写し

個人事業者の方のみ提出が必要です。

破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと等を証明する書類です。

本籍地の市町村で発行されるので、現状を反映しているものを提出してください。

外国籍の方につきましては、総務課へご相談ください。

［13］後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記載がないことの証明書の写し又は同意書

個人事業者の方のみ提出が必要です。

申請日前３か月以内の代表者のもので、現状を反映しているものを提出してください。

成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、同意書の提出が必要ですので、総務課へご相談ください。

９　入札参加資格申請受付システム入力の注意事項

下記の注意事項の他、入札参加資格申請受付システムに関する入力方法等の詳細は、操作マニュアルをご参照ください。

《契約締結権者情報》

■委任先営業所又は部署

代理人に委任する場合は、委任先の営業所、部署等の名称を必ず入力してください。

■担当者所属・氏名

見積依頼、指名通知等の連絡先となる方の所属及び氏名を入力してください。

■担当者電話番号

見積依頼、指名通知等の連絡先となる電話番号を入力してください。

■担当者メールアドレス

見積依頼、指名通知等の連絡先となるメールアドレスを入力してください。

新規申請の際、入札参加資格申請受付システムのユーザ登録で入力したメールアドレスが「担当者メールアドレス」欄に反映されています。契約事務に係る連絡先のメールアドレスと違う場合は修正してください。

なお、入札参加資格申請受付システムからのメール（申請登録完了通知、申請受理通知等）は担当者メールアドレス宛に送信されますが、送信先を追加することも可能です。追加方法については操作マニュアルをご参照ください。